

人権としての発展の権利：その法的側面

堀 江 訓

I. はじめに

近年においてはいわゆる「発展の権利」ないしは「開発の権利」(Right to Development)と称される新しい人権に関する議論が盛んに行われるようになってきた。これは学問の場に限ったことではなく、実際の国際交渉の場においても同様である。特に国連総会においてこの議題はしばしば取り扱われ、むしろ国連諸機関における議論が先行し、学問的な見地からの緻密で詳細な議論が国際社会の現実には追いついていないのではないかという疑問すら感じられるのである。

つまり、国連等における「発展の権利」に関する議論が先行するあまり、「発展の権利」の実際の意味内容に関する議論がともするとおろそかになり、その意義や内容が十分吟味されないままに言葉だけが先走っているのではないかという印象をぬぐえないのである。そこで、本稿では、一般に展開されている「発展の権利」に関する議論を再検討することにより、その意義を確認し、単なる抽象論に留まらずに具体的にその内容を検証し、特に「発展の権利」が国際法上どのように位置付けられるべきかを論じてみたい。

II. 「発展の権利」の概念

まず第一に「発展の権利」という概念自体が何を具体的に意味しているのかを考察してみたい。「発展の権利」の内容に関しては、すでに国連総会において「発展の権利に関する宣言」決議が採択されており¹⁾、その内容は

かなり個別・具体的な項目を全般にわたって含んでいる。また、「発展の権利」を初めて実定法上の権利として規定した「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」（いわゆる「バンジュール憲章」）も1986年に発効しており、あるいは「発展の権利」をめぐる国際社会の動きはすでに法典化の段階に入りつつあるのではないかとすら思えるほどである。しかし、それにもかかわらず「発展の権利」の概念をめぐるはいまだに諸説が対立しており、国連総会による「発展の権利に関する宣言」決議の評価も「発展の権利」の具体的な内容を明瞭に確認するものとして評価するものから⁴⁾、「合意無き妥協」と酷評するものまで⁵⁾、様々である。これらの多様な見解を大きく分類してみるならば、1)「発展の権利」を、従来の人権に新しい項目として付け加えられるべきものとして取り扱う見解、2)従来の人権を総合・包括する概念と見る見解、3)他の人権を保障してゆくうえで前提となる権利として捉える見解、そして4)従来の人権とはまったく異なった「第三世代の人権」と定義付ける見解の四つがあると言いうことができる。しかもこれらの見解の相違は単に学説上の対立にとどまらず、「発展の権利に関する宣言」決議案の審議過程においても各国の代表によって提示され、結果としては決議案に賛成票を投じた国々の間においても「発展の権利」の概念定義をめぐるには必ずしも見解が一致していなかったことをうかがわせた。

最初の「発展の権利」を他の既存の基本的な人権と並列に扱い、従来の人権のリストの中の新しい項目とみなす考え方では、人々は開発の過程に参画し、また、その過程から恩恵を受ける権利を持っている⁴⁾、ないしは人々は最低限度の生活を保障されるだけでなく、開発の推進を通してより良い生活を追求する権利を持っているとされ⁵⁾、その権利を「発展の権利」と呼んでいる。また、国連総会の「発展の権利に関する宣言」決議に含まれている具体的な項目もその傾向が強いと言いうことができ⁶⁾、「バンジュール憲章」においても「発展の権利」は他の既存の人権と並列かつ同格に置かれているとみなすのが最も自然であるように扱われている。そし

て、「発展の権利に関する宣言」決議の審議においてはインドネシア代表がこれに近い立場をとっていると思われる発言を行っている。⁽⁹⁾ 確かに上に述べたような権利を人々が持っているということ自体はむしろ当然の主張であり、否定するのは困難であろう。特に最近が開発の過程の中心に「人々」を確固として据え直そうという趨勢が強まりつつあり⁽¹⁰⁾、その意味でも自然な議論の流れであると言えることができる。しかし、この主張を詳細に検討するならば、ここで言われている「発展の権利」の内容というものが、実際にはどこか他ですでに主張され、基本的な人権であると認められているものの言い替え、展開、延長であり、本当に新しい人権の一項目としての「発展の権利」などというものが果して存在しているのかという疑問が生じてしまうのである。⁽¹¹⁾ つまり、ことさらに新しい権利としての「発展の権利」を提唱しなければならない必然性が果してどれだけのものなのか、既存の基本的な人権の概念を現代の国際社会の実態に即して再解釈し、その具体的な内容を詳細にし、あるいは場合によってある程度の概念の拡大を試みることによって個別の新しい権利としての「発展の権利」が成立する余地などは無くなってしまわないだろうかという疑問である。この点において、新しい権利としての「発展の権利」を安易に主張する前に、既存の基本的な人権の個別具体的な内容を現代の国際社会のコンテキストにおいて十分に再検討し、「発展の権利」が単なる既存の人権の言い替えではないことを証明する必要があると言わなくてはならない。

二番目の考え方は、「発展の権利」を既存の基本的な人権を包括し、総合する概念と定義する考え方である。これは「開発」をすべての人権を実現してゆく過程として捉える考え方に基づいており、すべての人権を保障し、実現してゆくことがすなわち「発展の権利」の保障であるとする主張である。⁽¹²⁾ この考え方は国連においてはハンガリーの代表によって非常に明確な形で提示されたものでもある。⁽¹³⁾ 確かに開発の究極の目的が個人であり、その利益は各個人に還元されなければならないとするならば、

このような考え方もあながち無理とは言えないであろう。しかし、ここで大きな問題となるのは、なぜ今すべての基本的な人権を包括する概念を新たに「発展の権利」として提唱しなければならないのかという必然性である。果して「すべての人権を保障する」ということを「発展の権利」と言い替えることが得策なのかどうかおおいに疑問があると言わなければならない。例えば、多くの個別の「権利」(Rights)を包括する概念を同じ「権利」(Right)と呼んでしまうことによって発生するかもしれない概念上の混乱や、包括的総合的な概念である「発展の権利」を強調することによって人権の概念が抽象化され、個別具体的な権利の実現に必要な措置が不明瞭になる危険性など、包括的な権利としての「発展の権利」という考え方は、あまり積極的に主張する意味がなく、かえって不必要な議論を引き起こすものであると言すべきである。

三番目の、他の基本的な人権の実現のための前提としての「発展の権利」という考え方は、すべての人権、特に社会的、経済的および文化的な権利と言うものは開発の促進無くしては実現不可能であり、従って開発は人権の前提であり、他の人権の実現の前にまず「発展の権利」が行使されなければならないとする主張である。⁽¹²⁾ 国連における審議では、チリ代表が明らかにこの見解に基づいての意見の提示を試みている。⁽¹³⁾ この主張も確かに論理的であり、基本的な人権を保障するための実際の過程に基づいた見解であると言うことができる。しかし、このような主張が抱えている大きな問題は、果してそのような権利の保障の前提となる過程もまた別個の「権利」と呼ばれるべきなのであろうかということである。むしろこのような立場に対しては、「権利」とそれを保障する手段を同等に扱い、あるいは混同するものであるという批判が当然なされるべきであろう。つまり、「人権を実現するための手段に対する人権を持っている」という言い方ができない限り、このような他の人権の前提としての「発展の権利」という考え方は成立しないのであり、またこのような論理を進めてゆけば基本的な人権の実現に必要な過程がすべて独立した「人権」として認めら

れるようなことにもなりかねず、人権の概念を議論するうえで大きな混乱を招くおそれが大きいと言うべきである。従って、各種の基本的な人権を保障するための前提としての開発の促進という言い方は可能でも、それはただちに開発の促進が即ち一つの人権であるということにはならないのである。

最後の「発展の権利」をまったく新しい「第三世代の人権」の概念で捉えようとする試みは、最も革新的、野心的で注目を集めているものであるといえる。この考え方はユネスコの人権部長を務めていたカレル・ヴァサクが「発展の権利」を「連帯の権利」と結び付けて議論し、「第三世代の人権」として扱うことを提唱したことによって新しい人権の捉え方として明確にされたと言ってよい。⁽¹⁴⁾ 一般的にいわれる「第三世代の人権」としては、「発展の権利」の他に、「平和に対する権利」、「環境に対する権利」、「人類の共同遺産に対する権利」などが含まれているとされており、それらの権利を保障してゆくためには人々の強い団結が不可欠であるとされているために「連帯の権利」という概念でまとめられているのである。⁽¹⁵⁾ 国連においてはセネガル代表がこの立場を強く反映していると思われる意見を述べている。⁽¹⁶⁾ このようなまったく新しい人権概念の議論を展開することは、あるいは人権に新しい分野を開拓し、基本的な人権の枠組みを拡大し、より大きな人権の保障につながる潜在的な可能性を持っており、その意味では非常に魅力的である。特に国際関係の緊密化が進み、人権の保障に関しても一国内だけでは対応しきれない場合が懸念されるようになっており、人々の「連帯」を強調する「第三世代の人権」は時代の要求を反映したものであるということもできるかも知れない。また、この「発展の権利」の最も熱心な擁護者が第三世界諸国であることから、第三世界諸国が抱える開発の実状に即して新しい権利が現れざるを得ない状況を想定することも有意義であろう。しかし、この「第三世代の人権」論は非常に革新的であり、また言うまでもなくまだ比較的新しい議論で、「発展の権利」を「第三世代の人権」として捉える立場をとる人々の間

でも、「連帯の権利」は *jus cogens* であるという急進的な見解を主張する立場から⁽¹⁷⁾、既存の人権論との間に矛盾を引き起こさないように慎重に議論を進めようとする態度を見せる立場まで⁽¹⁸⁾、多様な意見の展開が見られる。従ってこれらを一括して論じることはあるいは若干の困難を伴うものであるかもしれないが、しかし、少なくともこの「第三世代の人権」としての「発展の権利」の基本的な概念の検討を試みる必要はあろう。その際にまず最初に問題となるのは、第一世代の人権が主に今日「市民的・政治的な権利」と分類されているものであり、第二世代の人権が「経済的・社会的・文化的な権利」と呼ばれているものであるとするならば、「第三世代の人権」とはどのような概念を基盤として成立するものであろうかという点である。この問いに対しての現在の一般的な見解は、「第三世代の人権」は「連帯」の概念に立脚した権利であるということになるであろう。しかし、この「連帯」の概念はいまだにはなはだ曖昧であると言わなければならない。もちろん「第三世代の人権」として挙げられている個別の権利はいずれも国際的な側面を持っているものであり、その保障は一国レベルでは到底不可能であるために、人々が国境を越えて連帯し、協力しなければならないという意味での「連帯」の必要性を強調することは可能である。⁽¹⁹⁾ また、「第三世代の人権」が持っている集団的な側面に注目し、「第三世代の人権」が個々人よりも集団によって行使されるべき性格のものであり、その前提として人々の連帯があると言うこともできよう。⁽²⁰⁾ しかし、今日の国際社会の実状に照らして見るならば、「第三世代の人権」に限らず、ほとんどの既存の基本的な人権の保障には多かれ少なかれ国際的な側面が伴っており、特に「連帯の権利」がその実現を国際的な協力に依存しているとするならば、その違いをより明確に定義すべきであろう。さもなければ、国際社会の変化にともなって既存の基本的な人権の保障が国際的な色彩を帯びることになったただけなのか、それとも新しい権利が現れる必然性があるのかの区別を付けることが困難になる可能性があるからである。また、「発展の権利」を「第三世代の人権」と結び付けて進められてき

た議論の内容は、むしろ「連帯」の必要性が強調されるあまり、「発展の権利」の具体的かつ詳細な定義が後回しにされてきたような傾向が見られ、「発展の権利」自体の概念は意外に曖昧なままである。さらに「発展の権利」を「連帯の権利」として捉える立場の人々の多くは、「連帯」の必要性を強調する反面で「国家」や「人民」といった集団の役割を非常に強調しており、むしろ人権としてより、「国家」の権利としての「発展の権利」という印象すら受けるのである。⁽²¹⁾ そのうえ、このような論理を展開することは、一方において「国家」の存在の意義を強調しながら他方においては「国家」の存在を越えての国際社会における「連帯」の必要性を主張することであり、この二つの主張の間にもどのように整合性を構築してゆくかという問題もこれからの課題として残されたままになっているように思われる。

以上考察してきたように「発展の権利」の概念をめぐる議論には非常に興味深いものがあり、新しい権利の概念を求めての試みは数々の示唆に富むものであるとすることができる。また現在までに提示されてきた「発展の権利」の概念は多様であり、それぞれの立場に固有の長所と短所があることもまた明らかになった。しかし、同時にまだ「発展の権利」の概念には明確な定義が成立しているとは言えず、個別の主張を取り上げてみてもいずれも未解決の問題を含んでおり、「発展の権利」は依然として形成の途上にあり、明確な国際社会において共有されるような「発展の権利」の概念を構築するためにはもう少し時間がかかるように思われるのである。

Ⅲ. 「発展の権利」の法的性格

次に「発展の権利」の国際法における法的な性格を検討してみたい。すでに見たように「発展の権利」の概念の定義自体にまだかなり不確定な部分が含まれていることを考えるならば、その法的な性格もまだ確立されていないであろうことはある程度推測がつくことである。実際に「発展の権利」が国際法上すでに認められた権利であることを示すような実定法は現

在のところ、立場にもよるがほとんど存在していない。また、「発展の権利」の存在をかなり積極的に主張する立場の人々の間でも「発展の権利」がいまだに実定法上の根拠を欠いていることを率直に認めていたり、⁽²²⁾あるいは「発展の権利」は現段階では法としての生成途上にあり、*de lege ferenda*として取り扱われるべきであるとする見解も出されている。⁽²³⁾今後「発展の権利」が国際法上の権利としてどのように成立してゆくのかという問題を別にして、現時点においてはこれらの「発展の権利」は国際法上まだ確立されたとは言えないとする見解が妥当であろうと思われる。もっとも一部には「連帯の権利」が *jus cogens* であるという前提のもとでそれが「発展の権利」の根拠となっているという主張や、⁽²⁴⁾ 「発展の権利に関する宣言」が国連総会において圧倒的多数で可決されたことによってそこに法的な側面を求めようとする見解も出されている。⁽²⁵⁾ しかし、これらの意見はいずれもいくつかの問題を抱えており、前者は「連帯の権利」自体の概念がまだ曖昧であり、さらに「連帯の権利」が現在の国際法体系の中ですでに *jus cogens* として成立しているとは一般に認められておらず、そのうえ「発展の権利」が本当に「連帯の権利」に含まれるべきなのかどうかの吟味も完全ではなく、若干結論を急ぎすぎるものであると言える。また後者の議論も、国連総会決議の法的性格という大きな問題を別にしても、若干無理があるように思われる。もちろん本来国連憲章上は勧告でしかあり得ないはずの国連総会決議が何等かの法的な色彩を帯びるようになる場合もあることは否定できないであろう。しかし、国連総会決議の持つ法的側面は個々の決議の場合についてそれぞれ慎重に検討する必要がある、一概に述べることはできない。ただし少なくとも国連総会で圧倒的多数によって可決された決議が即一般国際法として認められるという立場がまだ一般的には受け入れられていないことだけは明白である。したがって、「発展の権利に関する宣言」決議の法的性格を決定するためには今後の諸国の国家実行の展開の把握等を含めて、もっと慎重な観察と議論を継続してゆく必要があると言わなくてはならない。

IV. 「発展の権利」の権利主体

続いて「発展の権利」における権利主体の問題を検討してみたい。この問題は「発展の権利」の概念の問題と並んでいくつかの見解が対立しており、従って最も議論される機会の多い問題の一つである。国連総会の「発展の権利に関する宣言」決議では「人」(Human Person) および「人民」(People) が「発展の権利」を享受すると定義されている。⁽²⁶⁾ また同時に「国家」(State) に関する言及も繰り返しなされ、「国家」自体も「発展の権利」を持っているという意味に解釈することも可能であると思われるような条文も含まれている。⁽²⁷⁾ これら三つの潜在的な「発展の権利」の権利主体の内、果してどれが本当の権利主体であるのか、あるいはこれらのいずれもが権利主体でありうるのか、そしてその場合にはそれぞれの権利主体の間にはどのような関係が成立するのかなどの問題が現在もっぱら議論の対象となっているのである。

最初に「人」、「人民」、「国家」の概念の再検討から始めることにしたい。この三つの概念の内、「人」と「国家」に関してはあまり異論の余地はないであろう。「人」は具体的な個人を想定すれば良く、また「国家」も具体的な主権国家を指していると考えて間違いない。ここで問題になるのは「人民」が具体的に何を指しているかということである。もとより「人民」という言葉は実定国際法上もしばしば用いられ、その定義をめぐる議論の蓄積も相当なものになっている。⁽²⁸⁾ それらについていちいちここで詳述する余裕はないが、「発展の権利」との関連で「人民」を論じているものを見てみても、具体的かつ明瞭な「人民」の定義を与えているものはまず無いと言って良い。むしろ「人民」の権利としての「発展の権利」が論じられる際には、それが「個人の権利」としての「発展の権利」という議論に対抗するために「発展の権利」の集団的な権利としての側面を強調する前提として権利の主体となる「人民」を抽象的に想定しているような傾向が強いのである。⁽²⁹⁾ そのために「人民」を「発展の権利」の権利主体として主張する人々はその具体的な議論においては「人民」を「国家」に置き

換えるかあるいは「国家」と「人民」と並べてしまう場合がしばしば見られる。⁽³⁰⁾ そこでここでは「人民」を独立した概念として別個に検討することとはせずに、「国家」とひとまとめにして「人」と対比して議論を進めてみたい。

まず、「発展の権利」が人権である限り、あくまでもそれは個人を権利主体とするものであるという見解であるが、⁽³¹⁾ これは最もオーソドックスでわかり易い議論であると言うことができる。しかし、これに対しては「発展の権利」を個人レベルで追求し、実現してゆくことは事実上困難ではないかという批判も出されている。⁽³²⁾

次に、「発展の権利」の権利主体を「人民」ないし「国家」とするものであり、これは「発展の権利」を「民族自決権」と同様の集団的な権利として捉える立場から導き出されてきた見解である。⁽³³⁾ この主張はその内容の革新性と「第三世代の人権」論との関係で論じられることが多いことなどから非常に注目を浴びているものである。言うまでもなくこの主張は国家レベルでの開発の促進無くしては個人が発展の利益にあずかることはありえないという考えに基づいたものであり、「発展の権利」を具体的に保障してゆくうえでの必要性を反映するものであると言えるであろう。もちろんこの立場をとる人々であっても個人の「発展の権利」を否定するわけではなく、むしろその前提としての国家・人民の「発展の権利」の存在を強調している。このような見解に対しては、しかし、個人を実質的に権利の主体ではなく、受益者の立場に置くものであるという指摘もなされているが、⁽³⁴⁾ 開発における人々の主体的な参加が不可欠であることを論じることによって、個人レベルにおける「発展の権利」と国家・人民レベルにおける「発展の権利」が相互に不可分、不可欠のものであることを確認できるとする意見も出されている。⁽³⁵⁾

開発の推進というものが現時点においては個人レベルで進められるものではなく、国家によって担われているということは事実である。しかし、それが自動的に「発展の権利」の権利主体が国家・人民であるということ

の証明にはならない。なぜなら現在では市民的・政治的な権利や社会的・経済的な権利を問わず、ほとんどの既存の基本的な人権を実際に保障してゆくうえで国家の果たしている役割には非常に大きなものがあるからである。特に社会的・経済的な人権の保障においてはいまや相当の行政能力を持ったいわゆる福祉国家の存在が不可欠になっていると言っても良い。また、国際的な援助によってようやく国内レベルでの社会福祉政策を展開し、基本的な人権の保障に取り組むことができるような開発途上国もあるに違いない。しかし、それらの事実を指して既存の基本的な人権もやはり集団的な側面を持っているので、国家・人民を権利主体にしなければならないという主張がなされたことはまだ無い。既存の基本的な人権が国家権力と個人との間の一種の緊張関係を通して創り出されてきたことを考えるならば、今後そのような主張がなされる可能性もきわめて少ないと言わなければならない。従って、やはり国家の存在とその積極的な介入無くしては個人レベルでの「発展の権利」の保障など有り得ないということだけでは「発展の権利」が集団的な人権として国家・人民を権利主体として持っているとは言えないのである。この点について Bulajic は国家が開発の推進において固有の権利・義務を持っていることを認めながらも、それは人権としての「発展の権利」とは別の次元の権利・義務であり、両者を混同してはならないと主張している。⁽⁵⁶⁾ 確かにこの両者は密接に関係しているものの、それを直ちに同一の権利であると定義して、個人と国家・人民を同様に権利主体として捉えるのは短絡的であろう。やはり人権としての「発展の権利」の権利主体は、たとえその具体的な行使にあたっては集団的な側面が強調されるとも、あくまでも個人であり、それに対応する国家の「発展の権利」とでも呼ぶべき権利は、国家の持つ権利・義務の一部として把握されるべきであり、人権として位置づけるには無理があるのではないかと思われる。

V. 「発展の権利」の義務主体

最後に「発展の権利」を保障してゆくための義務主体の問題を取り上げてみたい。言うまでもなく従来基本的な人権の保障は各国家の責任において進められてきたのであり、憲法上その国民の基本的な人権の保障に関する条項を持たない国家は今日ではほとんど存在していないであろう。そして諸国家が国際法上その領域内において人々に基本的な人権を保障する義務を負っているということにはほとんど疑う余地は無いに違いない。また、これに加えて第二次世界大戦以降は各種の国際機関、特に国連システムに含まれている諸機関が限定的であるにせよ、国際法上、保健、教育、労働、通信などの分野においてある程度基本的な人権の保障の責任を負ってきたと言えるであろう。また、各個人も当然基本的な人権の実現のために努力しなければならないという点で、権利主体であると同時に義務主体であるという言い方もできるかも知れない。⁽³⁷⁾ しかし、人権保障の義務主体としての個人という捉え方について、国際法上の観点から議論されることはまず無いことで、これは厳密に法的に負わされている義務の内容を議論すべきものと言うよりはむしろ観念的な前提とでも言うべきものであらうと思われる。従ってここでも特に検討は加えないことにしたい。

さて人権保障における義務主体としての国家であるが、このことは「発展の権利」をどのように定義する立場においても問題無く妥当するであろう。また国連総会の「発展の権利に関する宣言」決議においても国家の果たすべき責任が強調されている。しかし、同時に特に社会、経済面において国際社会の緊密化が進行する中で、実質的には開発途上諸国が国家レベルで「発展の権利」を保障することなど不可能に近いという指摘がなされ、それが「連帯」の必要性という主張の根拠になっていることも指摘されなければならない。⁽³⁸⁾ この指摘は「発展の権利」だけに留まらず、他の既存の基本的な人権、特に社会的・経済的な権利を保障するうえでも妥当するのである。もちろんこのような開発途上諸国の抱える問題の解決を援助するために多くの国際機関、特に国連諸機関が創設されてきたことはそ

の憲章や具体的な活動を一見すれば容易に理解できることである。またこのような国際機関が創設されてきたことは人権の保障上重要な意味を持っていると言わなくてはならない。なぜならばこれは国家が自己の領域内において人権の保障を進める際に、国際的な協力が制度化されたことの一例を示すものだからである。確かに一部の例外を除いて国レベルで見た場合、国際機関が人権の保障に果たしている役割はまだまだ小さく、実効性という観点からするならば取るに足りないものとも言えるかも知れないが、これは現在では少なくとも様々な既存の基本的な人権のうち、いくつかの側面はすでに国際的な関心事項として認知され、国際的な対応の対象となっていることを証明するものであると言って良い。

また、人権の分野における国際機関の働きの他にも、国際法上の人権の国際化を示す根拠を挙げることは可能である。その最も明白な例は、「国連憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約A規約」などである。「国連憲章」では第一条3項において人権のための国際協力がうたわれており、また、「世界人権宣言」でも前文で国際的な措置が挙げられている。さらに興味深いのは「国際人権規約」であり、経済的・社会的・文化的な権利を対象とする「A規約」には第二条1項、第二条および第三条において国際的な協力についてのべられているのに対し、市民的・政治的権利を対象とする「B規約」においては国際的な協力については触れられていないのである。これは明らかにほとんどの国々において市民的・政治的権利は国家レベルで保障することが可能であるのに対して、経済的・社会的・文化的な権利を国家レベルで保障するのは不可能であり、国際的な協力というものが人権保障において不可欠の要素として組み込まれざるを得ないという実態を反映しているものであるとすることができる。このような人権保障における国際的な協力の必要性に着目し、特定の国の国内において該当国が基本的な人権を保障する能力に欠けている場合、人権の保障を実施するために国際社会が二次的な責任を負わなくてはならないのではないかという主張も出されるようになった。⁽³⁵⁾ このような見解は現在の国際社

会の実態にそったものだと言うことができるうえ、国際法上も人権保障のための国際協力に関する条項に立脚するものであると言うことができ、説得力に富むものである。しかし、欠点を挙げるとすれば、「国際社会」というものが依然として非常に抽象的かつ漠然とした存在であり、また国際法上の主体というわけでもなく、「国際社会に責任を負わせる」というのは実質的な内容に乏しく、「国際社会」というものが現在のところいかなる人権に関してもその保障における義務主体として成立する可能性が無いということである。従ってここでは「国際社会」という抽象的な概念ではなく、やはり「国際社会」の構成員としての具体的な存在であり、国際法上の主体性を持っている国家や国際機関を国際的な人権保障の義務主体として挙げなくてはならないのである。

結局、「発展の権利」に関しても、国家がその主要な義務主体であることには変わりがないと言わなければならない。国家を集合的に捉え、国際機関などを付け加えて抽象的に「国際社会」を義務主体とする見方もあるものの、これは観念的、理念的な前提であり、実用的な目的には適さない性格のものである。しかし、義務主体自体には変化が無いものの、その義務の範囲には大きな変化が見られたのである。従来国家が人権保障の義務を負っていたのはその領域内においてであったが、現在では必ずしもそれだけではないのである。今日では、国家は国際社会の構成員として、自力で人権を保障することが不可能な国々に対して協力する義務も負っていると言うことができる。そしてそれこそが逆側から「連帯の権利」の必要性として強調されてきたものなのである。

VI. 終わりに

現在、人権をめぐる国際的な環境は確実に変化しつつあると言わなければならない。それは、基本的な人権の保障が国家に課せられた義務であるという国際的なコンセンサスが成立し、人権の問題が国際関心事項として認識されるようになった一方で、国際社会の緊密化の進行は、多くの国々

にとって多くの面において一国レベルでの人権の保障を事実上不可能にしたという点においてである。特にほとんどの開発途上国にとって自力で経済的・社会的・文化的な権利の保障を実施することは、まず問題外であると受け取られるようになった。このような困難な状況のもとで新しい国際的な人権のあり方を模索しようとして展開されてきたのが「発展の権利」をめぐる一連の議論であった。それらの議論の中には、新しい権利の概念を導入することによって事態の解決を計ろうとするもの、「発展の権利」の法典化の必要性を主張するもの、権利主体を国家にまで拡大しようとするもの、国家の負う義務の範囲を拡大しようとするものなどが含まれていた。しかし、問題の根幹は、自力で既存の基本的な人権を保障することのできない開発途上国において、基本的な人権、特に経済的・社会的・文化的な権利をどうやって実現するかにあったのであり、新しい権利の出現への対応ではなかった。そのために新しい権利の出現を期待して進められてきた議論を見直してみると、意外に具体的な内容に乏しいことに気付くのである。また、国家に「発展の権利」を認めようとする立場も、自力で人権の保障を実施できない国家が国際的な協力を得る手段を正当化しようとするものであり、開発途上国の実状を反映したものであったが、それを即国家に帰属する集団的な人権であると定義しようとする試みには無理があり、この方向での法典化にはまだあまり具体的な進展は見られていない。

結局このような人権を取り巻く国際環境の変化に対しての最も確な対応は、国家の持っている基本的な人権を保障する義務を国際的に拡大しようとする試みであろう。市民的・政治的な「第一世代の人権」を保障するために、まず国家は人々の自由に対して干渉することを差し控えるという消極的な義務を負うことになった。そして次に経済的・社会的・文化的な「第二世代の人権」を保障するために、国家は積極的な介入と給付活動を行う義務を負わされたのである。そして、今日では、国際社会規模での基本的な人権の保障を確保するために、国家はその能力に応じて国境を越えて協力するという、いわば新しい「第三世代の義務」を負わされているの

である。もちろん、まだ個人が国境を越えて他国家に直接人権の保障に必要な協力を要請したり、あるいはいわゆる「連帯の権利」によって国際協力を要求することは一般国際法上認められてはいないし、近い将来認められるという見込みもない。しかし、逆に人権保障のために国家が国境を越えて協力しなければならないという国際社会の義務は、すでに一般国際法上、基本的な理念としては確立されたものであるとすることができる。そして、その義務の詳細かつ具体的な内容を把握するためには、直接、間接に人権に関連する実定法を綿密に検討する必要があると言わなければならない。

結論として、「発展の権利」をめぐる議論は、人権を取り巻く国際環境の変化に対応して必然的に発生してきたものではあるが、それは「発展の権利」という名称とは裏腹に、実際に問題の根本にあるものは新しい権利の問題ではなく、国家が国際社会において負わなければならない新しい人権保障の義務の範囲の問題であり、その義務の具体的な内容を確定するという問題が今後の課題として残されていると言えるであろう。

Note

- (1) United Nations General Assembly Resolution 41/128
- (2) Ramcharan, B.G., 'The Role of the Development Concept', Waart, Paul de, Paul Peters & Erick Denters, eds., *International Law and Development*, Nijhoff Pub., Netherland, 1988, pp.296-298
- (3) Bulajic, Milan, 'Principles of International Development Law', Waart, Paul de, Paul Peters & Erick Denters, eds., *International Law and Development*, Nijhoff Pub., Netherland, 1988, p.360
- (4) Ramcharan, pp.297-298
- (5) *Ibid.* p.298
- (6) *Ibid.* p.295
- (7) U.N. Doc. A/C.3/40/SR. 33, para. 48
- (8) United Nations Development Programme が1990年度より *Human Development Report* の刊行を開始したことはその好例であろう。また、このことは「発展の権利に関する宣言」の前文の中でも明確に確認されている。

- (9) Abi-Saab, Georges, 'The Legal Formulation of a Right to Development', *Hague Academy of International Law, Workshop, 1979*, p.163
- (10) Alston, Philip, 'The Right to Development at the International Level', *Hague Academy of International Law, Workshop, 1979*, p.102
- (11) U.N. Doc. A/C.3/40/SR.33, para.33
- (12) Abi-Saab, p.172
- (13) U.N. Doc. A/C.3/40/SR.37, para.41
- (14) Vasak, Karel, 'A 30-year Struggle', *UNESCO Courier* No.29, Nov. 1977, p.29
- (15) *Ibid.* p.29
- (16) U.N. Doc. A/C.3/40/SR.35, para.49-para.51
- (17) Bedjaoui, Mohammed, 'Some Unorthodox Reflections on the "Right to Development"', Snyder, Francis & Peter Slinn, eds., *International Law of Development: Comparative Perspectives*, Professional Books, Great Britain, 1987, pp.95-96
- (18) Alston, p.102
- (19) Bedjaoui, pp.96-101
- (20) *Ibid.* pp.90-91
- (21) 田畑茂二郎 『国際化時代の人権問題』 岩波書店 1988, pp.325-326
- (22) Alston, p.106
- (23) Rich, Roland, 'The Right to Development: A Right of Peoples?', Crawford, James, ed., *The Rights of Peoples*, Oxford University Press, Great Britain, 1988, p.39
- Abi-Saab, p.162
- (24) Bedjaoui, pp.95-96
- (25) Bulajic, p.362
- (26) United Nations General Assembly Resolution 41/128, Article 1
- (27) Kenig-Witkowska, Maria Magdalena, 'The UN Declaration on the Right to Development in the Light of its Travaux Preparatoires', Waart, Paul de, Paul Peters & Erick Denters, eds., *International Law and Development*, Nijhoff Pub., Netherland, 1988, p.382
- (28) 比較的新しく、総括的なものとして、芹田健太郎 「国際関係における個人の権利と「人民」の権利」『国際問題』 No.363, 1990年6月, 国際問題研究所と Crawford, James, ed., *The Rights of Peoples*, Oxford University Press, Great Britain, 1988 を挙げておきたい。
- (29) Bedjaoui, p.90, Abi-Saab, pp.162-163
- (30) Bedjaoui, p.90, Rich, p.45. Falk のように「人民」と「国家」の間の互換性を認めるという考え方自体を批判する立場もあるが、その問題についてはここではとりあえず触れないことにする。
- Falk, Richard, 'The Rights of Peoples', Crawford, James, ed., *The Rights of Peoples*, Oxford University Press, Great Britain, 1988, p.26

- ③1 Umbricht, Victor, 'Right to Development', *Hague Academy of International Law, Workshop, 1979*, pp.94-95
- ③2 Bedjaoui, pp.89-90
- ③3 *Ibid.*, p.94
- ③4 川真田嘉壽子「人権としての発展の権利」, 宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』三省堂 1988, p.88
- ③5 田畑, pp.317-319
- ③6 Bulajic, p.362
- ③7 United Nations General Assembly Resolution 41/128 Article 2 (2)
- ③8 Bedjaoui, pp.96-100
- ③9 多谷千香子「国際協力の法的性格 (上)」『ジュリスト』 No.950, 1990年 2月15日, p.112

**RIGHT TO DEVELOPMENT AS HUMAN RIGHT:
ITS LEGAL ASPECT**

《Summary》

Satoshi Horie

Though the concept of "Right to Development" is a rather new concept of human rights, it is rapidly gaining firm recognition in the international community.

The term "Right to Development", however, still contains so many controversies and I believe that it is too early to say that the concept of "Right to Development" is a well defined and established concept in the international society. So, I would like to review why the concept of "Right to Development" has emerged in the international community and what it really reflects.

Regarding the nature of "Right to Development", there are four major schools of thought. The first idea defines the right to development as a new human right which is equivalent to other existing human rights, but this school has failed to offer the clear and detailed contents of the right to development. The second school regards "Right to Development" as an integration of all other human rights. But this school does not explain why we need such a comprehensive concept for discussing human rights now and why it must be "Right to Development". The third school insists "Right to Development" is a prerequisite for all other human rights. But it means a confusion between the ends and means in the protection of human rights. The last school is the most radical and revolutionary. It defines "Right to

Development” as a part of the Third Generation Human Rights. Though this idea is very interesting, the very concept of the Third Generation Human Rights is still so vague and we have not yet been so sure what it really means. As a result, I have to say that none of the provided explanations is persuasive enough to accept the necessity to add “Right to Development” to the existing list of human rights in any form.

On the problem of legal character of “Right to Development”, most scholars regard it as still *de lege ferenda* and not yet confirmed in any positive law.

Regarding the problem of the subject of right for “Right to Development” as a human right, there is no doubt that the ultimate beneficiaries are the individuals. It may be true that states sometimes have to act on behalf of the people in order to exercise some basic human rights collectively but it does not mean that the rights belong to the state.

On the other hand, there is really a change of the subject of obligations. To guarantee human rights for its people has been long regarded as an obligation for the respective state. However, due to close international relations, it is now rather difficult for a respective state alone to guarantee human rights, without the cooperation from international community. So, we may confirm the existence of obligation for the all international actors abided by international law as well as the international community as a whole to make appropriate efforts to guarantee human rights.

The discussion on “Right to Development” is reflecting the changing international situation surrounding the human rights. Primarily, states were required passive actions toward its people to protect their civil and political freedom. Then, the state was required positive actions to guarantee social and economic rights. Now, all international entities including states are required to cooperate beyond their borders in order to guarantee the human rights for all the people. The details of this obligation have yet to be identified through careful review of the existing international laws.